

幕別町議会基本条例

解説編

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第3条—第6条)

第3章 町民と議会との関係(第7条・第8条)

第4章 町長等と議会との関係(第9条・第10条)

第5章 委員会の活動(第11条—第13条)

第6章 議会及び事務局の組織体制整備(第14条—第16条)

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第17条—第19条)

第8章 最高規範性及び見直し手続(第20条・第21条)

附則

日本国憲法は地方自治を規定しており、その本旨に基づく地方自治法は、地方公共団体の役割として、住民の福祉の増進を図ることを定めている。

幕別町長とともに幕別町民の代表である幕別町議会議員、幕別町議会は、町長等の執行機関と緊張関係を保ちながら、幕別町の意味を決定し、行政執行を監視及び評価する議事機関としての役割と責務を果たすとともに、町民の意見を反映した政策提案機能の充実を図らなければならない。

そのためには、公正かつ透明で、町民にわかりやすい開かれた議会運営のもとに、町民への情報の提供と共有化を図ることが何よりも重要と考える。議員が活発に議論を交わして結論を出し、議論の中で、町政の課題を広く町民に明らかにし、地方自治への関心を喚起し、理解と参加を得ていくことが必要である。

議会は、議会の歴史の上に立って、独自性、自立性を発揮し、常に議会改革に努めながら、町民福祉の向上を図ることを最大の使命としている。

議員は、町民の声を真摯に受け止め、期待される役割を發揮できるよう研さん努力し、さらなる改革を進めて町民の負託に応えていくことが求められている。

ここに議会は、住民自治の主権者である町民への誓約として、議員、議会の活動原則並びに議会と町民及び町長等との関係など基本的な事項を定め、議会の最高規範として、この条例を制定する。

【解説】

- 1 議会は議事機関としての役割と責務に加え、町民の意見を反映した政策提案機能の充実を図るために、議会の最高規範となる基本的な事項を定めた議会基本条例を制定します。

※ 「議事機関」

憲法上に定められ議会を示すことが明確となっている。地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する機能を有する機関いわゆる議会のことをいいます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、幕別町議会(以下「議会」という。)の基本理念並びに幕別町議会議員(以下「議員」という。)の責務及び活動原則等を定め、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく幕別町民(以下「町民」という。)の負託に的確に応え、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

1 議会の役割を明らかにし、議会に関する基本的な事項を定め、町民に身近で信頼される住民福祉の向上を目指すことを規定しています。

※ 「住民福祉の向上」

地方自治法で地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることが基本的役割と明記されているように、より広く住民全体の利益、地域における公共の利益の向上のことをいいます。

(基本理念)

第2条 議会は、町民にわかりやすい開かれた議会を目指し、住民自治の観点から豊かな町づくりの実現に寄与するものとする。

【解説】

1 議会運営の基本理念は、町民に開かれた議会を目指し、町民に信頼され、住民とともに進む議会に取り組むことを規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 町民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正及び透明性を確保

- し、町民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 町民を代表し意思決定する議決機関として、町長等執行機関の町政運営に対する評価及び監視機関としての役割を果たすとともに、政策立案及び政策提言機能の充実強化を図ること。
 - (3) 町民の多様な意見を的確に把握し、必要な調査を実施して、町政に反映させるための議会運営に努めること。
 - (4) 町民にとって分かりやすい言葉を使うなど、町民の傍聴及び参加の意欲を喚起する議会運営に努めること。

【解説】

- 1 議会は、町民の代表議決機関であることを自覚し、常に、住民に信頼される開かれた議会を目指すことを規定しています。
- 2 町民の代表議決機関として、町政運営に対する評価と監視機関の役割を果たし、政策立案、政策提言の機能充実を図ることを規定しています。
- 3 議会は、町民の多様な意見を把握し、必要な調査を実施して町政に反映させるための措置を講じることを規定しています。
- 4 傍聴者に議案資料等を提供し、適切な情報提供と情報の共有を図り、町民の傍聴意欲を喚起する措置を講じることを規定しています。

※ 「議決機関」

団体等の意思決定機関全般を示すことから議会のみでなく、執行機関に相對する決定機関という点で広く解される。団体等の意思決定の機関のことである。

※ 「執行機関」

地方公共団体には、執行機関として、首長(都道府県知事、市町村長)と教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などの委員会又は委員(これらは「行政委員会」と総称されることもある。)を置くこととされています。それぞれの執行機関が独立した権限を持っている一方で、執行機関全体の総合調整は首長が行うシステムとなっています。

(災害時の議会の対応)

- 第4条** 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、幕別町議会災害対策会議(以下「災害対策会議」という。)を設置する。
- 2 災害対策会議の設置、組織及び運営等に関し必要な事項及び議員の行動基準については、別に定める。

【解説】

- 1 大規模な災害が発生した場合は、議会は地域の災害の状況を的確に把握し、町の災害対策本部と緊密な連携を図り、必要に応じて議会災害対策会議を設置します。
- 2 議会災害対策会議の設置や組織体制等を定める要綱や議員の災害時の行動基準などを定める対応指針は議長が別に定めます。

「幕別町議会災害対策会議設置要綱」（平成30年3月16日制定）

「幕別町議会災害時対応指針」（平成30年3月16日制定）

（議員の活動原則）

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の増進を目指して活動すること。
- (2) 町政の課題と町民の意見及び要望等を的確に把握するとともに、常に自己研さんに努め、町民の代表としてふさわしい活動をする事。
- (3) 議会が言論の府であること、合議制の機関であること及び議員間は平等であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

【解説】

- 1 議員は、地域などの個別事案だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定しています。
- 2 議員が、町政における課題について多様な住民の意見等を把握するとともに、議員としての資質向上等に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をする事を規定しています。
- 3 議会は、討論の場と合議制の機関であり、議員は平等で議員間の自由な討議を重んじることが規定されています。

※ 「言論の府」

議員活動の基本は言論であって、問題はすべて言論によって決定されるのが建前です。議会は言論の府といわれるように特に言論を尊重し、その自由を保障しています。

※ 「議員平等の原則」

議員は、議員としての新旧、性別、年齢、教育、財産、社会的地位、職業、所属政党、思想信条等にかかわらず、議員としてはすべて同等であって、法律上一切の差別はなく平等、対等であるという原則のことをいいます。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、議長に申し出て会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした理念を共有する複数の議員で構成し、政策立案、政策決定、政策提言等に関し主体的に活動するものとする。

3 議会は、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮しなければならない。

【解説】

1 会派は、理念を共有する複数の議員で構成し、意思の統一化を図り、政策立案などを主体的に活動し、無会派議員の意見が反映されるように配慮することを規定しています。

第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携)

第7条 議会は、町民に対し情報を公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 定例会及び臨時会(以下「本会議」という。)のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)並びに全員協議会は、公開しなければならない。

3 委員会の運営に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めなければならない。

4 請願及び陳情の付託を受けた委員会は、これを町民による政策提案と位置づけ、その審査においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設ける。

5 議会は、議員と町民が町政全般にわたり情報及び意見を交換する場を多様に設けるよう努めなければならない。

【解説】

1 議会の果たすべき重要な責任として情報の公開と、町民に対する説明責任の履行を規定しています。

2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに全員協議会は、公開することを規定しています。

3 法律に基づく参考人制度や公聴人制度を活用し、町民の意見及び識見を十分に聴取して、自由討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定しています。

4 請願及び陳情は、政策提案と位置付けにし、提案者の意見を必要に応じて聴く機会を設けることを規定しています。

5 議員と町民が町政全般にわたり意見交換する場を設けることを規定しています。

※ 「定例会」

付議事件の有無にかかわらず、定例的に招集される議会の会議のことをいいます。なお、議会の定例会の回数は、幕別町議会定例会条例で年4回と定められています。

※ 「臨時会」

定例会以外の時期に特定の事件に限って招集される議会の会議のことをいいます。

※ 「常任委員会」

議案などをいくつかの部門に分けて専門的・能率的に審査したり、調査・検討するために常に設置される委員会のことをいいます。現在、総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会、広報広聴委員会の4委員会を設置しています。

※ 「議会運営委員会」

議会運営を円滑に行うため、議会運営上必要な事項に関して各会派の意見を調整し、取り決めを行う委員会のことをいいます。

※ 「特別委員会」

特定の問題について審査・調査するために、必要と認めたときに設置される委員会のことをいいます。

※ 「参考人制度」

議会が利害関係者や学識経験者等の出頭を求めて、意見を聴取する制度のことです。公聴会と異なり、簡易な方法により利害関係者や学識経験者等の意見を聴くことができます。

※ 「公聴会」

議会が重要な案件や住民の権利義務に大きな影響のある案件を審査する場合に、必要に応じて利害関係者や学識経験者等の意見を聴くために開催することができます。

※ 「請願」「陳情」

町民は、町政についての意見や要望を文書で直接議会に提出ができ、これを「請願」や「陳情」といいます。請願は、憲法第16条及び地方自治法第124条に基

づくもので議員の紹介が必要となります。陳情はこうした紹介を必要としません。

※ 「審査」

委員会において、付託を受けた議案、陳情等について、議論し、結論を出す一連の過程のことをいいます。

(議会広報広聴の充実)

第8条 議会は、町民が議会と町政への関心を持つことができるよう、多様な議会広報広聴活動に努めなければならない。

2 議会は、議員と町民との意見交換の場として議会報告会を開催しなければならない。

3 前2項に定めるほか、議会の広報広聴に関する事項は、別に定める。

【解説】

1 情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段の活用により、町民が議会や町政に関心を持つよう広報広聴活動をすることを規定しています。

2 議会は、町民に対し意見交換の場として議会報告会を開催することを規定しています。

※ 「広聴」

行政機関などが、広く一般の人の意見や要望などを聴くことをいいます。

第4章 町長等と議会との関係

(町長等と議会及び議員との関係)

第9条 議員と町長その他の執行機関の長及びその補助職員（以下「町長等」という。）は、次に定めるところにより、議会審議を行うものとする。

(1) 本会議における議員と町長等との質問又は質疑（以下「質問等」という。）及び答弁は、広く町政上の論点及び争点を明確にして、一問一答方式又は一括方式で行うものとする。

(2) 町長等は、本会議における議員又は委員会に属する議員（以下「委員」という。）の質問等に対し、答弁に必要な範囲内で趣旨を確認するため、反問することができるものとする。

【解説】

1 本会議における質問、質疑及び答弁は、町政上の論点及び争点を明確にして、一問一答方式又は一括方式で行うことを規定しています。

2 町長等は、議員から質問等を受けたときは、その論点を整理するため、答弁に必要な範囲内で反問することができることを規定しています。

※ 「反問権」

議会の審議において、議員の質問に対して問い返すことができる質問権のことをいいます。

※ 「質問」と「質疑」

質問は議案等以外の町政全般について聞くことをいい、質疑は議案等についての疑問点をたずねることをいいます。

(議決事件の拡大及び政策等の形成過程)

第10条 議会は、議会の監視機能上の必要性と町長の政策執行上の必要性を比較検討の上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件の追加を町長等と協議することができる。

2 前項の議決すべきものに関する事項は、別に定める。

3 町長は、議会に政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の形成過程の説明を明らかにするよう努めるものとする。

(1) 政策等提案の根拠

(2) 検討した他の政策等の内容

(3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

(4) まちづくりの基本的な計画等との整合性

(5) 政策等の実施に関わる財源措置

(6) 政策等の将来にわたる効果及び費用

【解説】

1 地方自治法第96条第2項の規定では、議決事項の追加が明記されており、町政全体において重要な計画等に関して、追加項目を町長等と協議することを規定しています。

2 町長は、政策等の水準が高まるような議論が行われるよう政策等の提案に至るまでの形成過程を明らかにし、情報の提供をすることを規定しています。

第5章 委員会の活動

(委員会中心主義)

第11条 議会の運営は、原則として委員会での審査及び調査を経た後、その結果をもとに、本会議において審議及び表決を行う委員会中心主義によるものとする。

【解説】

1 議会運営は、委員会において審査及び調査を行った後に、本会議で審議することを

規定しています。

※ 「審議」

本会議において、議案などの案件について、説明を聞き、質疑し、検討をし、表決するといった一連の過程のことをいいます。

※ 「表決」

本会議において、議案などの案件に対して賛否の意思表示のことをいいます。

(自由討議による合意形成)

第12条 委員は、審査に当たって委員相互間の自由な討議に努めるものとする。

- 2 委員は、議員、委員会及び町長の提出議案並びに町民提案に関し、審査し結論を出す場合は、委員相互間の論議を尽くし、合意形成を図るよう努めなければならない。

【解説】

- 1 議会は、討論の場であることから、委員相互間の討議を中心とした運営を進めるため、町長等の会議への出席要請を必要最小限にとどめることを規定しています。
- 2 議会は、委員会における議案審議の結論を出すにあたっては、委員相互間の自由討議によって多様な意見を出しあった上で合意形成に努めるとともに、町民に対し説明責任を果たすことを規定しています。
- 3 議員は、委員相互間の自由討議の拡大のため、自らも積極的に議案の提出を行う努力をすることを規定しています。

(委員会の適切な運営)

第13条 委員会は、社会経済の情勢等により新たに生じる町政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、適切な運営に努めなければならない。

- 2 委員会は、委員の資質向上及び政策の充実に資するため、独自に調査研究するよう努めるものとする。
- 3 委員会は、町政課題に柔軟に対処するため、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に開催するよう努めるものとする。
- 4 委員会は、審査等に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、町民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 5 委員会の委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員会報告に対する質疑については、責任を持って答弁しなければならない。
- 6 前各項に定めるほか、委員会に関する事項は、別に定める。

【解説】

- 1 重要な町政課題に対し常任委員会、特別委員会の持つ専門性などを生かし、適切かつ迅速に対応することを規定しています。

第6章 議会及び事務局の組織体制整備

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、議員研修会を積極的に開催し、町政課題を広い視点から捉えるため、他の地方公共団体事例等を調査研究する機会を設けるよう努めるものとする。

【解説】

- 1 議会は、議員の政策形成等の能力向上のため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させ、実現できるよう努めることを規定しています。

(議会図書室の設置)

第15条 議長は、議員の調査研究及び資質の向上に資するため、議会図書室の充実に努め、適正に管理し運営するものとする。

【解説】

- 1 議会図書室が十分に活用されるよう、町民や職員にも開かれたものとするを規定しています。

(議会事務局の組織体制整備)

第16条 議長は、議会の政策形成及び政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。

- 2 前項の目的を達成するための体制整備については、幕別町議会事務局設置条例(昭和26年条例第25号)等で定める。

【解説】

- 1 議会、議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の機能を強化することを規定しています。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

【解説】

- 1 議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを規定しています。

(議員定数)

第18条 議員の定数は、人口、面積、財政力及び町の事業課題並びに類似町村等との比較検討をするとともに、多様な町民意思を十分に反映でき、かつ、合議制の機関として活発な議論が可能となるよう、総合的な観点から決定するものとする。

2 議員の定数は、幕別町議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第22号）で定める。

【解説】

- 1 議員定数は、議会基本条例とは別に定数条例に定めることを規定しています。

(議員報酬等)

第19条 議員報酬等は、そのあり方を含め、その額が議員の職務及び職責に見合うよう適時に見直しをするため、幕別町特別職給料及び議員報酬審議会条例（昭和48年条例第34号）に定める審議会の意見を参考にするものとする。

2 議員報酬等は、幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第8号）で定める。

【解説】

- 1 議員報酬等は、議会基本条例とは別に報酬等条例に定めることを規定しています。

第8章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後すみやかに、この条例の研修を行わなければならない。

【解説】

- 1 議会基本条例が議会における最高規範であることを規定しています。
- 2 憲法や法律における議会に関する条項の解釈し運用する場合には、議会は地方分権の主旨に沿い、議会基本条例との整合性を図ることを規定しています。

※ 「最高規範」

最高の行為や判断の手本のことをいいます。

(見直し手続)

- 第21条** 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討し、その結果を公表しなければならない。
- 2 議会は、前項の検討の結果に基づきすみやかに、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 議会は、この条例を改正するに当たっては、本会議において、改正の理由及び背景について詳しく説明しなければならない。

【解説】

- 1 この条例の目的が達成されているかを適時に議会運営委員会で検討し、その結果を公表することを規定しています。
- 2 検討の結果、制度の改善が必要となった場合は、すみやかに条例改正等の措置を講じることを規定しています。
- 3 町民への説明責任を果たすため、条例改正等の理由、背景を本会議において説明することを規定しています。

附 則(平成26年3月20日条例第9号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月18日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

【第20条第1項の改正】

附 則(平成30年3月16日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

【(災害時の議会の対応) 第4条の追加】